

最低制限価格の改正について

令和6年5月15日以降に公告する案件から、「測量等に係る業務委託」の最低制限価格を求める計算式を改正することとしたので、お知らせします。(色付き部分が改正箇所)

別表6 (測量等の業務委託に係る最低制限価格の基準となる額)

業種	最低制限価格の算出 (計算式)	上限額	下限額
測量	①直接測量費の額 ②測量調査費の額 ③諸経費に100分の50を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の82を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
建築関係 建設コン サルタン ト業務	①直接人件費の額 ②特別経費の額 ③技術料等経費に100分の60を乗じて得た額 ④諸経費に100分の60を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の81 80 を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
土木関係 建設コン サルタン ト業務	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の50を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の81を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
補償関係 建設コン サルタン ト業務	①直接人件費の額 ②直接経費の額 ③その他原価に100分の90を乗じて得た額 ④一般管理費等に100分の50を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の81を乗じて得た額	予定価格に100分の60を乗じて得た額
地質調査 業務	①直接調査費の額 ②間接調査費に100分の90を乗じて得た額 ③解析等調査業務費に100分の80を乗じて得た額 ④諸経費に100分の50を乗じて得た額の合計額	予定価格に100分の85を乗じて得た額	予定価格に3分の2を乗じて得た額
<p>※1 上述の①から④までの項目名は予定価格の内訳を指し、予定価格は消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額とする。</p> <p>※2 上述の計算式における合計額並びに上限額及び下限額に、1,000円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てる。</p> <p>※3 上述の計算式における合計額が、上限額を超える場合は上限額を、下限額に満たない場合は下限額を、最低制限価格又は低入札価格調査基準額とする。</p>			